

平成 26 年 1 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社アスラポート・ダイニング
 代表者名 代表取締役社長 檜 垣 周 作
 (コード番号 3069 J A S D A Q)
 問合せ先 取締役管理本部長 中 村 敏 夫
 (TEL. 03-6459-3235)

第三者割当により発行される第 6 回新株予約権及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 1 月 16 日開催の当社取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 6 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）及び第 1 回転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、「本件第三者割当」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

第 6 回新株予約権

(1)	割当日	平成 26 年 2 月 3 日
(2)	新株予約権の総数	19,855 個
(3)	発行価額	2,382,600 円（本新株予約権 1 個につき 120 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	1,985,500 株（本新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資金調達額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	552,366,100 円 （内訳）本新株予約権発行による調達額：2,382,600 円 本新株予約権行使による調達額：549,983,500 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、下記 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照下さい。
(6)	行使価額	1 株あたり 277 円
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てます。

(8) その他	<p>① 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社の取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当社取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>② 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
---------	---

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1)	払込期日	平成26年2月3日
(2)	新株予約権の総数	50個
(3)	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は3,000,000円（額面100円につき金100円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4)	当該発行による潜在株式数	541,516株
(5)	資金調達の額	150,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取概算額については、下記3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期をご参照ください。
(6)	転換価額	1株あたり277円
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
(8)	利率	年率1.0%
(9)	その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本件第三者割当の目的及び理由

当社グループは、外食フランチャイズチェーンのリーディングカンパニーを目指し、既存ブランドの強化とともにM&Aによる業容及び規模の拡大に取り組んでおります。特に、これまで中心に運営してきた居酒屋業態に加え、業態の多様化と規模拡大による収益基盤の強化に取り組むことを検討しております。

当社は、平成25年9月に、乳製品の製造販売、加工受託を主事業とする株式会社弘乳舎の発行済株式の93.44%にあたる199,400株を取得し、子会社化いたしました。これは、上述の方針に基づくものであり、外食事業、流通事業に加わる三本目の柱となる生産事業としてシナジーを

追求していくことを目的としております。

当社は、平成 27 年 3 月期から平成 29 年 3 月期の中期経営計画において、これまでの外食事業に加え、食品生産事業と六次産業化への取り組みを掲げ、生産、流通、外食・小売、それぞれの強みを活かして協業し、「食」全体を包括する企業として付加価値を高めていくことを基本方針の一つとしております。少子高齢化、人口減少による市場規模縮小などにより、外食業界全体としては厳しい環境が続いておりますが、そのなかで質の高い商品をリーズナブルに提供し、特徴ある業態を展開していくためには、製造・流通を取り込み、それらの価値を外食・小売と融合させていくことが欠かせないと考えます。このような戦略に基づき、今後、当社グループが成長していくためには、既存の外食事業の売上、利益の向上に取り組むことはもちろん、昨年取得した乳製品製造メーカーである株式会社弘乳舎の機能と価値をグループ内でより活用していくため、また川上から川下までのバリューチェーンを強化していくためにも、食に関わる事業（外食、食品製造など）のさらなる取得による規模の拡大が必要であります。そしてその手段としては、M&A による事業取得が最良であると考えております。

当社は、平成 25 年 9 月に株式会社弘乳舎の株式を取得した後、新たな M&A に備えるための資金調達手段について検討してきた結果、このたびの資金調達を行うことを決定いたしました。

平成 26 年 1 月 16 日現在において成立が見込まれる事業取得案件はございませんが、複数の M&A 案件の打診を受けており、今後も受けるものと思われまます。成立が見込まれる事業取得案件がない時点で資金調達を実施する理由は、M&A による事業取得案件は、いつ案件情報が得られるか予測ができず、また、対象候補者との間の協議によって決定されるものであり必ずしも当社の希望どおりに進むものではないため、調達可能な時点で事業取得資金を確保しておくことが有効であると判断したためであります。合計 7 億円という調達金額については、案件にもよりますが、これまでの経験からいくと中型の案件を数件成立させる規模と考えており、現在打診を受けている、もしくは今後受けると予想される案件等に基づいたものです。

また、本新株予約権には行使指示条項が付いておりますが、行使指示を行うためには一定の条件を満たす必要があり、当該条件が満たされるか否かは今後の市場動向により予測ができないため、本新株予約権の行使時期、ひいては資金調達ができる時期も予測が困難であります。これらの理由により、支出予定時期については、平成 26 年 2 月から平成 28 年 1 月までという期間を設けております。

(2) 本件第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は、本件第三者割当を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行の 2 つの方式を組み合わせて資金調達を行うこと（以下、「本資金調達方法」といいます。）が最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

① その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資（筆頭株主への増資依頼）等の資金調達手段を検討いたしました。現況において、当社はすでに昨年 9 月の株式会社弘乳舎買収に伴い銀行借入を行っており、これ以上の借り入れは金利、手数料等の費用負担の増加による投資回収率の圧迫、また自己資本比率の低下につながり財務の健全性の観点から望ましくないこと、また、公募増資は引受先が集まらないリスクが大きいため困難と判断いたしました。そのほか、筆頭株主である HSI グローバル株式会社に対する第三者

割当増資も検討致しましたが、今回の資金調達額の規模に鑑み、仮に実現した場合、筆頭株主の保有比率が高まるため、流動性向上の観点から好ましくないと考え今回は断念いたしました。また、第三者割当増資は新株予約権発行に比べて一気に希薄化が進むことが考えられ、既存株主様への影響を緩和する観点からも今回は本新株予約権、及び本新株予約権付社債の発行の組み合わせが最適であると考えております。

② 本資金調達方法について

第三者割当による2つの調達方法を組み合わせた理由は以下のとおりであります。

a 本新株予約権

本新株予約権は、一定の制限の範囲内で、当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう指示を行うことができることを内容とするものであること、また、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定の配慮が可能であることから、本件第三者割当の目的とする外食、食品製造事業等の取得に充当するための資金調達方法として適当であると判断いたしました。

本新株予約権の特徴は以下の通りです。

イ) 株式価値希薄化への配慮

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（平成26年1月16日）時点における当社発行済株式総数（18,282,500株）の10%（1,828,250株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また、行使期間が平成26年2月3日から平成28年2月2日までとなっており、長期に渡って本新株予約権の行使が可能のため、短期間に大量の株式を発行し希薄化が一度に進まないことが期待されます。

また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能なる条件を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつ、資金調達が可能と考えております。

ロ) 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、当社発行済株式総数の10.86%（1,985,500株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

ハ) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

二) 行使指示条項

上記条項により、当社は新株予約権者に本新株予約権の行使指示をすることが可能となっており、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の115%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の5%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

さらに、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQスタンダードにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

その他、本新株予約権による資金調達については、当初に満額の資金調達ができないこと※、仮に株価が低迷した場合、予約権行使ができず当初想定資金調達額を下回る可能性があること、割当予定先が当社株式を市場で売却することによる株価下落の可能性があることなどの影響は否定できませんが、上記4つの特徴から、財務基盤の安定、中長期的な企業価値の向上を目指し、既存株主様の利益向上を実現するためにも、最適な資金調達方法だと考えております。

※上記、「当初に満額の資金調達ができないこと」については、次の本新株予約権付社債の説明でそれを補う特徴について説明しております。

b 本新株予約権付社債

上記aに記載のとおり、新株予約権による資金調達においては、協業先の発掘の進捗に応じて必要な資金調達を行うという柔軟性が確保できることとなりますが、一方で、新株予約権だけに限定した資金調達の場合は、その特性上、株価の動向によっては、当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ること、また資金調達までに一定の時間がかかることが懸念されます。

そのため、短期間で資金調達が可能であり、本新株予約権付社債が転換された場合には、当該転換によって当社の財務基盤の安定化が期待できる新株予約権付社債を組み合わせることが、新たなM&Aに備えるために最適であると判断いたしました。

本新株予約権付社債の特徴は以下の通りです。

イ) 転換価額、株式総数の固定及び、希薄化への配慮

本新株予約権付社債は、発行当初から転換価額は 277 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって転換価額が変動することはありません。また、本転換社債型新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 541,516 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、転換価額及び割当株式数の双方が本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されます。また、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求期間は平成 26 年 2 月 3 日から平成 28 年 2 月 2 日までとなっており、長期に渡って本新株予約権付社債の転換が可能のため、短期間に大量の株式を発行し希薄化が一度に進まないことが期待されます。

ロ) 資金調達の迅速性

通常の新株予約権や公募増資などその他の資金調達方法に比べ、一括して迅速かつ確実な資金調達が可能で財務体質が安定化し、上記 a の新株予約権の「当初に満額の資金調達ができない」というデメリットを一部補うことが可能となります。

ハ) 財務安定への寄与

新株予約権に転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり、自己資本の増強を図ることが可能となります。

ニ) 流動性の向上

本新株予約権付社債の転換により行使される発行株式総数は、当社発行済株式総数の 2.96% (541,516 株) であり、割当予定先による新株予約権への転換、行使により発行される当社株式を順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

一方で、本新株予約権による資金調達については、割当予定先が当社株式を市場で売却することによる株価下落の可能性などの影響は否定できませんが、a の新株予約権との組み合わせにより、当初の資金調達と株式価値の急激な希薄化を極力抑える方法として最適な資金調達方法だと考えております。これらの資金調達により、財務基盤の安定、事業の取得、M&A による中長期的な競争力の強化と企業価値の向上を達成することは、既存株主様の利益向上にも資すると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	702,366,100 円
②	発行諸費用の概算額	9,860,000 円
③	差引手取概算額	692,506,100 円

(注) 1. 払込金額の総額は、第 1 回新株予約権付社債の払込金額の総額 150,000,000 円に第 6 回新株予約権の発行価額の総額 2,382,600 円及び行使に際して払込むべき金額 549,983,500 円の合計額 552,366,100 円を合算した金額であります。なお、第 6 回新株予約権の行使による払込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、第 6 回新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、第 6 回新株予約権の行使状況により変更される場合があります。

2. 発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権に関わる設計評価料等 3,500,000 円、登記関連費用 3,800,000 円、株主名簿管理人への手数料 560,000 円、弁護士費用を含むその他諸費用 2,000,000 円であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な資金使途	金額 (円)	支出予定時期
事業の取得	692,506,100 円	平成26年2月～平成28年1月

調達する資金の具体的な使途は、事業の取得 (M&A 資金) であり、支出予定時期は平成 26 年 2 月から平成 28 年 1 月までであります。

調達する資金の具体的な使途については、上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 本件第三者割当の目的及び理由」に記載のとおりであります。

なお、使途が「事業の取得 (M&A 資金)」という性質上、案件が当初の想定通りに成立せず、調達した資金が上記支出予定時期において事業の取得に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな M&A 案件の検討を続けたうえで、上記支出予定時期以降においても、事業の取得に使用する考えであります。

調達した資金について、支出までは銀行預金として保管いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金を外食や食品製造などの食に関わる事業の取得に投じることによって川上から川下までをつなぐ「食のバリューチェーン」を構築・強化し、製造部門での価値創造を外食・小売に直接結び付けることによる中長期的なグループ企業価値の向上を図ることを目的としております。

上記の通り、今回の資金調達は、当社グループの中期計画の達成、及びグループ企業価値の向上を図る上で不可欠であり、これらの達成は既存株主の皆様利益にも資するものと判断しており、資金使途は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び具体的内容

本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行については、第三者算定機関である株式会社 プルータス・コンサルティング (代表取締役 CEO 野口真人 東京都千代田区霞が関 3-2-5、以下「プルータス・コンサルティング」という。) に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

① 本新株予約権

プルータス・コンサルティングは、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。これは、株価、無リスク利率、株価変動性などの基礎数値をもとに、将来の普通株式の株価をシミュレーションするとともに、その株価の推移を前提とした発行会社の行動、割当先の行動について一定の仮定を設けることにより、割当先が新株予約権から得るキャッシュ・フローを予測し、その現在価値の総和を 1 回のシミュレーションにおける新株予約権の価値とす

るものです。

本新株予約権の価値算定においては、その基礎数値として当社の株価（平成 26 年 1 月 15 日の終値）、株価変動性（ボラティリティ 30.67%）、配当率（0.00%）、無リスク利率（0.09%）等の前提条件を置いております。また、シミュレーションされた株価の推移を前提とした発行会社の行動としては、基本的に割当先の権利行使を待つものとし、取得条項（コール・オプション）については、半年後以降株価が行使価格の 200%以上になった場合残存する新株予約権を 20 営業日後に取得するものとする、また、割当先の行動としては、随時権利行使を行うものとするが、1 度に行う権利行使の数は 1 回あたり 32 個（3,200 株）とし行使した株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うものとするとの想定をしております。

そのうえで、権利行使期間（平成 26 年 1 月 31 日から平成 28 年 1 月 30 日まで）や、その他の発行条件の下、公正価値の算定を実施し、その結果、新株予約権 1 個の公正価値を 120 円（1 株当たり 1.20 円）と算定いたしました。

当社は上記算定価値をもとに、本新株予約権 1 個の払込金額を金 120 円といたしました。その理由は、①プルート・コンサルティングは、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であること、②価値算定について採用されている前提条件、発行会社及び割当先の行動想定などが合理的であると判断されること、③上記によりプルート・コンサルティングの公正価値評価は妥当であると判断されること、④本新株予約権について、新株予約権を発行することにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権の払込金額（1 個当たり 120 円）とプルート・コンサルティングの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権の実質的な対価が本新株予約権の公正価値を下回る水準ではないこと、を根拠とし、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断したことによります。

本新株予約権の行使価額については、取締役会決議日の前取引日（平成 26 年 1 月 15 日）終値（307 円）を参考値として採用し、1 株 277 円（ディスカウント率 9.77%）に決定いたしました。その理由として、当該取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値を適正に反映していると判断したことによります。また、当該終値から 9.77%のディスカウントとした理由は、今回の資金調達当社業績及び企業価値向上にとって極めて重要であることから、確実な資金調達を実施するための条件を割当予定先と協議し合意したためであります。

当社が属する外食業界では、「2. 募集の目的及び理由」でも記載しております通り、国内市場の縮小とともに競争激化が続いております。企業として成長していくためには外食だけでなく周辺の食関連産業（製造、流通）を含めた業容の拡大、また海外への進出などに迅速に対応していかなければならないと考えております。それを実現するための M&A、事業の取得を用途とする今回の資金調達においては、確実な行使による調達を実現することが必須であり、これらのことから上記ディスカウント率を条件とする新株予約権の発行を決定致しました。また、上記理由に加え直近の資金ニーズに対応する必要性からも、以下②に記載しております新株予約権付社債も同時に発行することと致しました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの 1 ヶ月間の終値平均 304 円に対する乖離率は△8.88%、当該直前営業日までの 3 ヶ月間の終値平均 307 円に対する乖離率は△9.93%、当該直前営業日までの 6 ヶ月間の終値平均 313 円に対する乖離率は△11.53%となっております。

② 本新株予約権付社債

プルータス・コンサルティングは、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債の価値評価を実施しております。これは、株価、無リスク利率、株価変動性などの基礎数値をもとに、将来の普通株式の株価をシミュレーションするとともに、その株価の推移を前提とした発行会社の行動、割当先の行動について一定の仮定を設けることにより、割当先が新株予約権付社債から得るキャッシュ・フローを予測し、その現在価値の総和を1回のシミュレーションにおける新株予約権付社債の価値とするものです。

本新株予約権付社債の価値算定においては、その基礎数値として当社の株価（平成26年1月15日の終値）、株価変動性（ボラティリティ30.67%）、配当率（0.00%）、無リスク利率（0.09%）、割引率（2%）等の前提条件を置いております。また、シミュレーションされた株価の推移を前提とした発行会社の行動としては、基本的に割当先の転換を待つものとし、取得条項（コール・オプション）については、株価が転換価格の200%以上になった場合残存する新株予約権付社債を繰上償還するものとする、また、割当先の行動としては、随時転換を行うものとするが、1度に行う権利行使の数は、1回あたり1個（約10,830株）とし、行使した株式数を全て売却した後、次の転換を行うものとする。ただし売却する株式数は、1日あたり売買出来高の約5%（約990株）を目安とすること。との想定をしております。

そのうえで、権利行使期間（平成26年1月31日から平成28年1月30日まで）や、その他の発行条件の下、公正価値の算定を実施し、その結果、新株予約権付社債1個の公正価値を2,955,000円（額面100円あたり98.5円）と算定いたしました。

当社は、上記算定価値をもとに、本新株予約権付社債1個の払込金額を金3,000,000円（額面100円につき金100円）と致しました。その理由は、①プルータス・コンサルティングは、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であること、②価値算定について採用されている前提条件、発行会社及び割当先の行動想定などが合理的であると判断されること、③上記によりプルータス・コンサルティングの公正価値評価は妥当であると判断されること、④本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とプルータス・コンサルティングの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を下回る水準ではないこと、を根拠とし、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断したことによります。

本新株予約権付社債の転換価額については、取締役会決議日の前取引日（平成26年1月15日）終値（307円）を参考値として採用し、1株277円（ディスカウント率9.77%）に決定いたしました。その理由として、当該取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値を適正に反映していると判断したことによります。

また、当該終値から9.77%のディスカウントとした理由は、今回の本新株予約権付社債の転換が当社の業績及び企業価値向上にとって極めて重要であることから、確実な転換が行われるための条件を割当予定先と協議し合意したためであります。

本新株予約権付社債の発行は、新株予約権に転換された社債については金銭による社債の

償還が不要となり、自己資本の増強を図ることができること、また当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権付社債を転換するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、上記ディスカウント率を条件とする新株予約権付社債の発行を決定致しました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均304円に対する乖離率は△8.88%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均307円に対する乖離率は△9.93%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均313円に対する乖離率は△11.53%となっております。

③ 本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行条件についての監査役の意見

本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員（うち社外監査役2名）が、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。その具体的な内容は以下の通りです。

- イ) プルータス・コンサルティングは、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であること。
- ロ) 価値算定について採用されている前提条件、発行会社及び割当先の行動想定などが合理的であると判断されること。
- ハ) 上記によりプルータス・コンサルティングの公正価値評価は妥当であると判断されること。
- ニ) 上記第三者算定機関による算定価値を参考に取締役会で検討が行われ、決定された払込金額が当該評価額とほぼ同額であること。
- ホ) 行使価額、転換価額及びディスカウント率についても、今回の第三者割当の目的及び確実な行使、転換の必要性に鑑み妥当であると考えられること。
- ヘ) 以上により、今回の発行価額は割当予定先に特に有利なものとは認められない。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株予約権の行使による株式数1,985,500株、本新株予約権付社債の転換による株式数541,516株を合わせた株式総数2,527,016株に係る議決権数は25,270個となり、当社の総議決権数182,795個（平成25年9月30日現在）に対しては13.82%の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。

しかしながら、前述のとおり、この度調達した資金を食に関わる事業の取得に投じることによって強固な事業基盤を構築し、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とした当該規模の資金調達は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であり、既存株主の利益に資するものと考えております。

また、当社株式の過去1年間の1日当たりの平均売買出来高は21,126株であり、一定の流動性を有しております。一方、新株予約権及び本新株予約権付社債に付された本新株予約権が全て行使された場合の上記2,527,016株を行使期間である2年間で行使売却するとした場合の1日当たりの数量は5,167株となり、上記1日当たりの出来高の24%程度となります。このことにより当社株式の価値には一定の影響を与える可能性は否定できませんが、一方で株式の流動性の向上という観点からは、既存株主様を含む投資家の皆様に資するものと考えております。

さらに、①本新株予約権は原則として当初の固定された行使価額で行使されるため急速な希薄

化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であるため、本新株予約権及び本新株予約権付社債の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、発行数量の規模も合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2)	所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浦谷 元彦		
(4)	事業内容	投資事業		
(5)	資本金の額	10百万円		
(6)	設立年月日	平成24年2月1日(注1)		
(7)	発行済株式数	200株		
(8)	決算期	1月31日		
(9)	従業員数	3人		
(10)	主要取引先	みずほ証券、SBI証券		
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%		
(13)	当時会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当事項	該当事項はありません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位:百万円)		
		平成23年1月期	平成24年1月期	平成25年1月期
	純資産	—	—	96
	総資産	—	—	924
	1株当たり純資産(円)	—	—	480,064
	売上高	—	—	2,766
	営業利益	—	—	49
	経常利益	—	—	58
	当期純利益	—	—	76
	1株当たり当期純利益(円)	—	—	380,331
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されています。

2. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日に新設分

割により設立された会社であるため、直近の経営成績及び財政状態は、平成 25 年 1 月期に係るものしかありません。

※ 当社は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社から、同社の役員が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても、各割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関である株式会社日本総合リサーチ（東京都中央区日本橋人形町 1-4-1-501）に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

（2）割当予定先を選択した理由

割当先としてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）を選定した理由は、以下のとおりです。

当社は、割当予定先の選定にあたって、①純投資を目的とした投資を行い当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針が尊重されること、②株式流動性の向上に寄与するため取得した株式を市場で売却すること、を重視し、平成 25 年 9 月頃から、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は平成 26 年 1 月 16 日の取締役会において、マイルストーン社を割当予定先とすることを決定いたしました。

マイルストーン社は、平成 22 年 9 月に当社の新株予約権の引受の実績があり、払込みも確実に行っております。また、その行使実績から、本新株予約権についても同様にマイルストーン社による市場動向に応じた適時な行使がされること、市場動向に応じた保有株式の売却がなされることが予想されます。

本資金調達にあたって、純投資であり長期保有はしないこと、環境や状況の変化に応じて迅速に買戻しが実行できるように新株予約権の内容として取得条項を付けること等、当社の要望を受け入れた形での本新株予約権及び本新株予約権付社債の引受に応じることが可能であるとの回答が得られました。

したがって、マイルストーン社を割当て予定先として選定することは、本新株予約権の発行目的に合致するものと考え、割当予定先に選定いたしました。

（3）割当予定先の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資であり、長期保有はしない旨、意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、原則として、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、適時適切に売却する予定であります。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状況の説明を聴取し、預金口座の残高照会ページの写しを確認することにより、払込に要する財産の存在について確認しております。

以上から、当社は割当先が本新株予約権の発行価額総額の払込に要する金額を有しているものと判断いたしました。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（平成 25 年 9 月 30 日現在）	
HSI グローバル株式会社	65.80%
投資事業組合GV-2	2.15%
オリエンツビルデベロップメント6号株式会社	1.47%
ザ バンク オブ ニューヨーク・ジャスディ ックトリーティアー アカウント	1.39%
投資事業有限責任組合GB-3	0.21%
投資事業組合GB-4	0.21%
野澤正利	0.16%
福田憲史	0.10%
白石千倉	0.10%
森本晃一	0.09%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 今回発行される本新株予約権及び本新株予約権付社債は、行使又は転換までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成 26 年 2 月 3 日から平成 28 年 2 月 2 日までの発行後 2 年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

3. 本新株予約権及び本新株予約権付社債により交付される普通株式のマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の保有方針は純投資であり、大株主として長期保有しないことを表明しており、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、平成 25 年 5 月 15 日に発表いたしました平成 26 年 3 月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権の行使又は本新株予約権付社債が転換され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続)

本件第三者割当は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンス

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結売上高	7,347	7,307	7,320
連結営業利益	325	286	356
連結経常利益	305	270	360
連結当期純利益	143	241	280
1株当たり連結当期純利益（円）	8.67	14.14	15.55
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり連結純資産（円）	39.65	56.14	75.21

（注）1. 当社は、平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。平成23年3月期及び平成24年3月期に係る1株当たりの業績は、当該株式分割後の発行済株式総数に換算して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	18,282,500株	100.00%
現時点の行使価額（転換価額）における潜在株式数	1,548,700株	8.47%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

（単位：円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	108	136	160
高値	178	185	300
安値	99	129	149
終値	136	159	264

（注）1. 当社は、平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記の金額は、当該株式分割後の株価に換算しております。

② 最近6か月間の状況

（単位：円）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	295	303	322	323	310	307
高値	315	325	355	324	311	310
安値	290	302	317	303	306	286
終値	303	323	324	310	308	309

③ 発行決議日前営業日株価 (単位：円)

	平成 26 年 1 月 15 日
始 値	310
高 値	310
安 値	307
終 値	307

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

該当事項はありません。

・第三者割当による第3回新株予約権の発行

割 当 日	平成 22 年 9 月 24 日
発 行 新 株 予 約 権 数	175 個
発 行 価 額	7,325 円
発行時における調達資金の額 (差引手取概算額)	231,617,500 円
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
募集時における発行済み株式数	16,500,000 株
当該募集による潜在株式数	行使価額(141.21 円)における潜在株式数：1,750,000 株
現時点における行使状況	行使済み株式数：1,750,000 株 (全量行使済み、行使価額：141.21 円)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	231,617,500 円
発行時における当初の資金使途	事業の取得 (M&A 資金)
現時点における資金の充当状況	当初の資金使途 (たこ焼「たこばやし」事業の取得、株式会社弘乳舎株式取得) へ充当済みであります。

(注) 1. 当社は、平成 24 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。上記の発行株式数は、当該株式分割後の株式数に換算しております。

10. 発行要項

株式会社アスラポート・ダイニング第6回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アスラポート・ダイニング第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 2,382,600 円
3. 申込期日 平成 26 年 2 月 3 日
4. 割当日及び払込期日 平成 26 年 2 月 3 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,985,500 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 19,855 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 120 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、277 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

調整前行使価額により当該期

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場（以下「東証 JASDAQ」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均

値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその

適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 26 年 2 月 3 日から平成 28 年 2 月 2 日（但し、平成 28 年 2 月 2 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から 14 日以内の日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成 26 年 1 月 16 日）時点における当社発行済株式総数（18,282,500 株）の 10%（1,828,250 株）（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該 10%（但し、第 10 項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 6 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使指示

当社は、裁量により、新株予約権者に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の115%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の出来高の5%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

また、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合には、発行価額に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式数に行

使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の出来高の 15%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

さらに、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社株式の出来高の 20%にもっとも近似する株式数となる個数を上限として行われる。

なお、行使指示は 2 日続けて行うことはできない。

19. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部

住所 東京都港区高輪二丁目 16 番 29 号 丸高高輪ビル 2 階

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 三田通支店

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個あたりの払込金額を 120 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平

成 26 年 1 月 15 日) の JASDAQ スタンダードにおける当社普通株式の終値 307 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上

株式会社アスラポート・ダイニング第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

発行要項

本要項は、株式会社アスラポート・ダイニングが平成 26 年 1 月 16 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 26 年 2 月 3 日に発行する株式会社アスラポート・ダイニング第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債の名称

株式会社アスラポート・ダイニング第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定順位特約付）

2. 社債の総額

金 150,000,000 円

3. 各社債の金額

金 3,000,000 円の 1 種

4. 払込金額

各本社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権付社債券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 1.0%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

平成 26 年 2 月 3 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

平成 26 年 2 月 3 日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」という。）に全額を割り当てる

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成 28 年 2 月 2 日（償還期限）にその総額を各本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 繰上償還

当社は、平成 26 年 2 月 3 日以降、償還すべき日の 2 週間以上前に本新株予約権付社債の社債権者（以下、「本社債権者」という。）に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該繰上償還日に、その選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、各本社債の額面 100 円につき金 100 円の割合で、繰上償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息（本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。）及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成 26 年 7 月 31 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 1 月 31 日及び 7 月 31 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下、「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下、「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。

(2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる場合は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使にかかる各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。

- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年14%の利率による遅延損害金を付するものとする。

13. 買入消却

- (1) 当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。
- (2) 当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債にかかる本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は消滅する。

14. 本新株予約権の内容

- (1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計50個の本新株予約権を発行する。

- (2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

- (イ) 種類

当社普通株式

- (ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権にかかる本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ハ) 転換価額

- ① 転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下、「転換価額」という。）は、277円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑥に定めるところに従い調整されることがある。

- ② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

- ③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)④(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

④ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- (iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
 - (iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑤ 本号(ハ)③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑥ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑤により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
 - (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- 本新株予約権の新株予約権者は、平成26年2月3日から平成28年2月2日(但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
- 本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項記載の行使請求受付場所（以下、「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
- (イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権にかかる本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権にかかる本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権にかかる本社債について弁済期が到来するものとする。
- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使にかかる本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- (13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
- 当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数
- 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
- 承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
- 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第14項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。
- ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際

して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

- ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本項(6)に準じて決定する。

(ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ) 組織再編行為が生じた場合

本項(13)に準じて決定する。

(ヌ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保設定制限

(イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それにかかる社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。

(ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

(イ) 当社が第11項及び第12項の規定に違背し、3営業日以内にその履行がなされないとき。

(ロ) 当社が担保設定制限等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

(ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。

(ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(ヘ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 元利金支払事務取扱場所（元利金支払い場所）

株式会社アスラポート・ダイニング 管理部

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法により行うことができる。

19. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。

(2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額

を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株式会社アスラポート・ダイニング 管理本部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な事項の決定は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以上